

道明地区新産業等用地第二事業区取得事業者募集要項に関する質問と回答について

質問	(募集要項 P 3 3 応募要件 (3)) 複数区画を購入し、複数棟の建物を建築することを検討しているが、昨今の世界情勢や資材調達の状況等によっては、全体の工期が当初の予定より遅延する可能性がある。 その結果、一部の区画の操業開始時期が土地の引渡しから 5 年を超える場合、募集要項上、どのような取扱いとなるか。
回答	複数区画を購入し、事業所等を段階的に建設する計画については、契約土地の取得後 5 年以内に少なくとも 1 棟を建設し操業を開始する場合に限り、すべての事業所等の竣工が 5 年を超える計画であっても、募集要項の要件を満たすものとして取り扱います。 ただし、5 年を超えて建設する期間については、一律に定めるものではなく、事業者との協議の上、業種、事業規模、工期の遅延理由その他の状況を総合的に勘案し、個別に判断します。 なお、契約土地の取得後 5 年以内に事業所等を 1 棟も建設せず、操業を開始しない計画は、募集要項の要件を満たしません。また、例えば、3 区画を購入し、そのうち 1 区画について、取得後 5 年以内に事業所等を建設して操業を開始している場合であっても、残る 2 区画の建設計画又は事業計画が中止された場合は、当該 2 区画について募集要項の要件を満たさないものとし、買戻し等の対象となります。